

令和5年度 内部質保証に係る自己点検・評価報告書

令和5年9月



国立大学法人

旭川医科大学

- ◎ 基準を十分満たしている場合
- 基準を概ね満たしているが改善の余地がある場合
- △ 現時点では基準を満たしていないが今後改善の見込みがある場合
- × 現時点では基準を満たしていない場合

基準	分析項目	分析の手順	自己点検評価結果	改善・向上が必要と確認された事項	計画の実施主体
4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	4-1-3 施設・設備における安全性について、配慮していること	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備における耐震化については、評価実施年度の耐震化率を確認する。 ・耐震基準を満たしていない場合は、その理由と改善のための計画について確認する。 ・施設・設備の老朽化に対する対応の状況について確認する。 ・外灯や防犯カメラの設置等、各大学固有の事情等に応じて安全・防犯面への配慮がなされていることを確認する。 ・施設・設備のバリアフリー化について、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮がなされていることを確認する。 ・その他施設・設備に法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラの設置、管理及び運用に係る規程等が定められていない。 防犯カメラの映像は特定の個人を識別できる場合には個人情報にあたるため、設置にあってはプライバシーの侵害にならないよう注意する必要がある。他大学では防犯カメラの管理及び運用に係る基準等が定められている。本学では基準等が規定されないまま設置、運用されている。 	危機管理室
	4-1-4 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信におけるコミュニケーションの重要性を踏まえつつ、教職員及び学生が授業内外において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を含め、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境の整備状況や活用状況を確認する。 ・整備状況については、ICT環境の整備充実に向けた取組に加え、これらを維持・管理するためのメンテナンスやセキュリティ管理が行われているかについて確認する。 ・授業管理を支援するための統合化されたオンラインシステム等の学習支援環境の基盤のICT化が行われている場合は、その整備と活用の状況を含めて確認する。 	◎	教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されている	
	4-1-5 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館を中心に図書等の資料が系統的に整備され、活用できる状態になっていることを確認する。 	◎	大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されている	
4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	4-1-6 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的学習環境の整備状況（部屋数、机、パソコン等の台数等）については、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。 	◎	自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されている	

- ◎ 基準を十分満たしている場合
- 基準を概ね満たしているが改善の余地がある場合
- △ 現時点では基準を満たしていないが今後改善の見込みがある場合
- × 現時点では基準を満たしていない場合

基準	分析項目	分析の手順	自己点検評価結果	改善・向上が必要と確認された事項	計画の実施主体
4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	4-2-1 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援等に関する総合的相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 ・健康に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 ・就職等進路に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 ・各種ハラスメントに関する防止のための措置（規定及び実施内容）・相談の体制の整備及び相談実績を確認する。 ・各種相談・助言体制については、組織の役割、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等が確認できる資料・データを用いて整備状況を確認する。 	◎ 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備されている		
	4-2-2 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・課外活動の支援について、課外活動団体数、課外活動施設設備の整備、及び運営資金や備品貸与等の支援の状況を確認する。 	◎ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っている		
	4-2-3 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生に対する生活支援の内容及び実施体制について確認する。 ・海外から受け入れる学生に対する入学前の支援について確認する。 ・卒業（修了）後の留学生の状況を把握していることを確認する。 	△ 旭川医科大学基金では支援事業の一つとして「留学生支援事業」を実施している。令和4年度は実績なし 海外からの留学生等の受入れに係る諸手続きを円滑に行う体制として、国際交流推進センターと国際企画室を設置した。 受入れが決定した留学生のために、在留資格の取次申請を学生支援課で行っている。 本学は組織として、大学院を修了した留学生の動向は、現在、把握していないが、今後、把握するため方法について検討中である。	外国人留学生に係る学内体制の確認。これまで留学生支援業務を担ってきた学生支援課と国際企画室との業務分担について整理する必要がある。 卒業（修了）後の留学生の状況を把握する方策について検討が必要。	国際企画室・学生支援課 対応する委員会
	4-2-4 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援の実施体制及び実施状況について、関係法令の趣旨を考慮して確認する。 ・対象となる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に依りて生活支援を行うことができる状況にあるかについて確認する。 	○ 障がいのある学生を支援する体制はある。継続的に適時適切な支援を行うためには、専門職員を置いた専門組織が必要と思われ、検討していく。		

- ◎ 基準を十分満たしている場合
- 基準を概ね満たしているが改善の余地がある場合
- △ 現時点では基準を満たしていないが今後改善の見込みがある場合
- × 現時点では基準を満たしていない場合

基準	分析項目	分析の手順	自己点検評価結果	改善・向上が必要と確認された事項	計画の実施主体
4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	4-2-5 学生に対する経済面での援助を行っていること	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知及び利用実績について確認する。 ・入学科・授業料免除、奨学金（給付、貸与）、学生寄宿舎等、各大学固有の事情等に応じて、学生の経済面の援助が行われているかについて確認する。	◎ 学生に対して経済面での援助をしている。		
5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること	5-3-1 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・学生募集を行う組織単位ごとの過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均を確認する。 ・学部又は研究科の単位において、実入学者数が「入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組がなされていることを確認する。	× 修士課程の実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。適正化を図る取組として、R5年度はオープンキャンパスをオンラインとしなるべく参加しやすいよう工夫した。今後更なる改善策が必要である。	・大学院修士課程の入学定員充足率が大幅に下回っている。	大学院修士課程 (小)委員会
6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されていることを確認する。	◎ 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっている	基準は満たしているが、根拠となる令和4年の大学設置基準の一部改正に本学の学則が対応していない。	事務連絡会議 事務局各課
	6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・各授業科目が、大学がそれぞれ定める授業期間を単位として行われていることを確認する。	◎ 学部では1日2コマずつ行うこと等があり、10週に渡らない科目も多いが、科目の順次性等を考慮し設定している。また、令和4年度大学設置基準等の改正により、授業期間を10週又は15週を原則とする考え方が改められ、大学の判断により多様な期間が設定できることとなっている。		

- ◎ 基準を十分満たしている場合
- 基準を概ね満たしているが改善の余地がある場合
- △ 現時点では基準を満たしていないが今後改善の見込みがある場合
- × 現時点では基準を満たしていない場合

基準	分析項目	分析の手順	自己点検評価結果	改善・向上が必要と確認された事項	計画の実施主体
6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・シラバスに、授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていることを確認する。 ・芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については、大学等の目的に則した方法によって、授業計画が示されていることを確認する。 ・すべてのシラバスが、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。 ・授業形態（講義、演習、実験、実習等の組合せ・バランス）、学習指導法（少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等）の工夫を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。 	◎ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されている	大学院博士課程のシラバスに、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されていない。	大学院博士課程 (小)委員会
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	<ul style="list-style-type: none"> ・教育上主要と認める授業科目の定義を確認する。 ・教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況（該当する授業科目数、そのうち専任の教授又は准教授が担当する科目数、専任の講師が担当する科目数）を確認する。 	◎ 資料のとおり専任の教授・准教授が担当している		
	6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院において、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていることを確認する。 	◎ 資料のとおり実施している。		
6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップの実施状況を確認する。 ・その他教育課程の目的に応じた取組を確認する。 	◎ 資料のとおり実施している。ただし、大学院学生はほとんどは就業者であるため、当該取組の必要はない。		

- ◎ 基準を十分満たしている場合
- 基準を概ね満たしているが改善の余地がある場合
- △ 現時点では基準を満たしていないが今後改善の見込みがある場合
- × 現時点では基準を満たしていない場合

基準	分析項目	分析の手順	自己点検評価結果	改善・向上が必要と確認された事項	計画の実施主体
6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること	6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	<ul style="list-style-type: none"> ・履修上特別な支援を要する学生への学習支援については、あらかじめこれらの学生の人数等に関するデータを把握した上で、各大学固有の事情等に応じて行われている学習支援の実施状況について確認する。 ・特に障害のある学生については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。 ・その他履修上特別な支援を行うことが必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて学習支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。 ※施設・設備のバリアフリー化への対応については、基準4-1において確認。	○ 資料のとおり支援学生は在籍していないが、体制を整えている。		
6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> ・学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）を算出し確認する。 ・大学等の目的及び学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する（卒業が受験資格となるものは必須）。 ・大学院課程においては、研究活動の実績の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する。 	◎ 資料のとおり、標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にある		
	6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。 ・就職先、進学先の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。 	◎ 大学の目的及び学位授与方針に即した進路先となっている。		
	6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果を踏まえて、学習成果を確認する。 ・学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることを確認する。 	◎ 学修の達成度や満足度に関するアンケート調査を実施し学習成果等を確認している。		